明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**八）　一

〔告　示〕

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**一四九）　六

○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六一六）　八

○煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**五五〇）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一四

特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三九

会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○**防衛省令第八号**

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十七の規定を実施するため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

防衛大臣　浜田　靖一